令和2年2月定例会

長野県地方税滞納整理機構議会会議録

長野県地方税滞納整理機構議会

令和2年2月6日(木) 長野県庁3階 特別会議室

〇出席議員(5名)

2番 平林 明人

3番 小林 東一郎

4番 竹内 健一

5番 野沢 明夫

6番 福原 和人

○説明のため出席した者

広域連合長 阿部 守一

事務局長 三宅 良樹

会計管理者兼徴収第一課長 鹿川 喜通

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長町田剛

議会事務局書記 松村 義孝

○議事日程

- ・諸般の報告
- 会議録署名議員の指名
- ・会期の決定
- ·議案第1号 令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案 理事者説明

質疑、討論、採決

·議案第2号 令和元年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案 理事者説明

質疑、討論、採決

- ・議案第3号 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例案
- ・議案第4号 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例案
- ・議案第5号 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例案
- ・議案第6号 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与に関する条例案
- ・議案第7号 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例案
- ・議案第8号 長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一 部を改正する条例案
- ・議案第9号 長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例案

理事者一括説明

質疑、討論、採決

・議案第 10 号 監査委員の選任について 理事者説明

質疑、討論、採決

・報第1号 訴えの提起の専決処分報告 理事者説明

質疑、討論、採決

【議長(小林東一郎議員)】

ただ今のところ、出席議員数は5名であります。会議の定足数に達しておりますので、これより令和2年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、牛越議員、下平議員の2名であります。

ここで、定例会の招集に当たり、広域連合長からあいさつをいただきます。

阿部広域連合長。

【阿部守一広域連合長】

本日ここに2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがと うございます。

提出議案につきましては、後刻御説明を申し上げますが、十分御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

【議長(小林東一郎議員)】

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和元年度定期監査の結果及び、令和元年7月分から12月分までの例月現金出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。 以上で、諸般の報告を終わります。

【議長(小林東一郎議員)】

次に、会議録署名議員の指名を行います。

2番 平林議員、4番 竹内議員の両名を指名いたします。

次に、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

なお、本日の会議は、お手元に配布の日程により行いたいと思いますので、御了承をお願い いたします。

次に、議事日程により、議案第1号「令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」 から第10号「監査委員の選任について」及び報第1号「訴えの提起の専決処分報告」まで、 提出者である広域連合長から説明を求めます。

阿部広域連合長。

【阿部広域連合長】

ただいま提出いたしました議案の説明に先立ちまして、本年度の取組みの状況等について申 し述べさせていただきます。

地方税徴収の専門機関として、業務開始から9年を迎えた滞納整理機構でございますが、構成団体と緊密な連絡調整を図りながら、滞納事案の適正かつ厳格な処分等によりまして、税収の確保に努めているところでございます。

今年度の活動状況でございますが、全構成団体のうち55市町村と県から合計で1,004件、金額では、約16億5,700万円を引き受けたところでございます。これに対する徴収の状況でございますが、積極的に滞納処分に取り組んでまいった結果、令和元年12月末現在の徴収金額は、滞納処分と自主納付の合計で3億9,189万円、徴収率は23.7%と昨年同期を0.1%下回り、徴収金額では3,100万円ほど少ない状況でございます。

しかしながら、引受金額が前年比93.4%であること、昨年上半期に不動産公売において 5,500万円の高額配当があった影響等を考慮しますと、ほぼ昨年並みの推移をしていると 分析しているところでございます。

徴収率につきましては、直近5ヶ年の平均を上回る30.5%を数値目標として取り組んでまいりましたが、達成が確実視される状況でありますことから、数値目標を36.1%へと上方修正を行っております。

1月には不動産公売を18件実施中でございまして、今後も、年度末の5月に向けて、更に厳 正な滞納処分により税収の確保、数値目標の達成に努めてまいります。

それでは、今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第1号、令和2年度一般会計予算案は、歳入歳出それぞれ1億9,413万7千円でございます。

歳出の主なものは、市町村と県から派遣される職員の給与費負担金や、滞納処分に要する経費などを計上いたしました。

議案第2号、令和元年度一般会計補正予算案は、前年度の繰越金の確定や不動産公売の積極的実施により滞納処分費の受入等で歳入が増加する一方で、歳出が確定し剰余金が見込まれるため、これを精算し構成団体に負担金を還付する等の補正を行うものです。歳入歳出それぞれ80万6千円を減額し、補正後の予算額は、1億9,269万4千円とするものでございます。

第3号議案から第9号議案は、新設条例案5件、一部改正条例案2件の、合わせて7件であります。

本年4月施行されます会計年度任用職員制度に伴いまして、一般職の非常勤職員の任用等の 適正化を図るため、給与の支給など処遇に関する規定を整備するものでございます。

第10号議案は監査委員の選任について同意を頂くものでございます。

専決処分報告は、訴えの提起に伴うもの1件でございます。

詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、御審議いただき御議決賜りますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

【議長(小林東一郎議員)】

説明が終わりました。

議案第1号「令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」を議題といたします。 理事者の説明を求めます。

三宅事務局長。

【三宅 事務局長】

議案集の1ページをお願いいたします。

第1号「令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」について、御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,413万7千円でございます。

詳細は、別冊の予算説明書の2ページを御覧ください。

歳入の主なものにつきましては「1款 分担金及び負担金」「1項・1目 負担金」の 1億9,006万6千円です。これは構成団体からの負担金でございまして、団体ごとの内訳 は7ページにお付けしております。

基本負担額としましては、県3千万円、市町村は5万円を、処理件数割額としまして1件当たり9万6円を、徴収実績割額としまして前々年度の平成30年度徴収実績の10%相当額を、各市町村に御負担いただくものでございます。

予算説明書の3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものにつきましては「2款 総務費 2項 徴税費」「1目 税 務総務費」の1億4,301万円です。

これは職員の派遣をいただく構成団体への負担金でございまして、内容としては、職員の給 与費、共済費相当等でございます。

その下、「2目 賦課徴収費」4,895万4千円です。

節につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方自治法施行規則歳出予算に係る節の区分が改正されたことに伴い、従来の7節 賃金を削除し、以降の節を繰り上げております。

主なものは、4ページにございます「11 節 役務費」で、差押関係書類の郵送料や公売に 係る不動産鑑定等の滞納処分関係手数料等でございます。

5ページの一番下になりますが、合計で1億9,413万7千円、前年度に比べ63万7千円の増となっております。

以上、令和2年度予算案の概要について申し上げました。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【議長(小林東一郎議員)】

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。 討論はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。

議案第1号「令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案」を原案のとおり決する に、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

議案第2号「令和元年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

三宅事務局長。

【三宅 事務局長】

議案集の3ページをお願いいたします。第2号「令和元年度長野県地方税滞納整理機構一般 会計補正予算案」について、御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ80万6千円を減額し、総額は1億9,269万4千円とするものでございます。

詳細は、別冊の予算説明書の9ページをお願いします。

歳入のうち、「1款 分担金及び負担金」「1項・1目 負担金」は1, 131万6千円の減額です。決算見込みによる調整を行い、余剰見込額を構成団体の負担割合に応じて清算するものです。団体ごとの内訳は11ページにお付けしております。

「3款 繰越金」「1項·1目 繰越金」は891万円の増額で、前年度決算の確定による ものです。

「4款 諸収入」「2項 雑入 1目 雑入」は160万円の増額で、差押不動産の公売等に伴う滞納処分費の増額に伴うものでございます。

10ページに移っていただき、歳出でございますが、「2款 総務費」「1項 総務管理費 2目 財産管理費」は446万円の増額でございます。

財政調整基金へ前年度の繰越金の2分の1を追加して積立てるものでございます。

「2項 徴税費 1目 税務総務費」は220万円の減額、派遣職員の給与の決算見込みに 伴い、減額するものでございます。

「2目 賦課徴収費」は306万6千円の減額、滞納処分関係手数料の決算見込みに伴いまして、減額するものでございます。

以上、平成元年度補正予算案の概要について申し上げました。 御審議の程、よろしくお願いします。

【議長(小林東一郎議員)】

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。 討論はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。

議案第2号「令和元年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案」を原案のとおり決するに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「長野県地方税滞納整理機構 会計年度任用職員の育児休業等に関する条例 案」から議案第9号「長野県地方税滞納整理機構 特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例案」まで、以上7件を一括して議題とします。

理事者の説明を求めます。

三宅事務局長。

【三宅事務局長】

議案集4ページを御覧ください。

議案第3号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例案」でございます。会計年度任用職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

6ページをお願いします。議案第4号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例案」でございます。会計年度任用職員の免職及び休職の取扱いについて定めるものでございます。

9ページをお願いします。議案第5号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例案」でございます。会計年度任用職員の懲戒の取扱いについて定めるものでございます。 12ページをお願いします。議案第6号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例案」でございます。会計年度任要職員の給与等に関し必要な事項を定めるものでござい

14ページをお願いします。議案第7号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例案」でございます。会計年度任用職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものでございます。

16ページをお願いします。議案第8号「長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案」でございます。公表事項となる職員に会計年度任用職員を加える規定の整備を行うものでございます。

18ページをお願いします。議案第9号「長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」でございます。特別職の職員からその他非常勤の職員を除外する規定の整備を行うものでございます。

以上、条例案7件について申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

【議長(小林東一郎議員)】

ます。

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。 討論はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。

議案第3号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例案」、 議案第4号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例案」、議案第5号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例案」、議案第6号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例案」、議案第7号「長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例案」、議案第8号「長野県地 方税滞納整理機構 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第9号「長野県地方税滞納整理機構 特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例案」までを、それぞれ原案のとおり決するに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議案第10号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第10号「監査委員の選任について」は、これを同意することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

御異議なしと認めます。

よって本案は、同意することに決定しました。

次に、報第1号「訴えの提起の専決処分報告」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三宅事務局長。

【三宅事務局長】

議案集の21ページをお願いいたします。

報第1号「訴えの提起の専決処分報告」につきまして、御説明申し上げます。

1に記載の事件につきまして、2の相手方に記載の4法人、1個人に対しまして、滞納者に 行った債権差押に係る債権の給付の履行がないため、民事訴訟法第 383 条の規定により支払 督促の申立てを行うものです。

支払督促に対しまして、適法な異議申立があった場合は、民事訴訟法第395条により、「支 払督促の申立の時」に「訴えの提起」があったものとみなされるため、地方自治法第96条第 1項第12号の規定による議決事件として、令和元年12月16日専決処分を行いました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長(小林東一郎議員)】

以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。 討論はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。

報第1号「訴えの提起の専決処分報告」を、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【議長(小林東一郎議員)】

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 ここで、定例会の閉会に当たり、広域連合長から挨拶をお願いいたします。

阿部広域連合長。

【阿部守一広域連合長】

2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申しあげます。

本日、提出いたしました議案につきまして、原案どおり御議決をいただき、誠にありがとう ございました。厚く御礼を申し上げます。

滞納整理機構におきましては、地方税財源の確保に向け、構成団体の皆さまの期待にしっかりと応えることができるよう、強い使命感を持って業務の推進に当たってまいりたいと考えております。

引き続き議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。これから寒さが厳 しくなってまいります。十分御自愛をいただいた上で、なお一層の御活躍いただきますよう御 祈念申しあげ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

【議長(小林東一郎議員)】

以上をもちまして、令和2年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会を閉会いたします。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小林東一郎

署名議員 平林明人

署名議員 竹内健一